

認知症と財産管理について。たとえば、ご夫婦のうち、ほとんどの財産を旦那さんが持っているという家庭がとても多いです。その資産を持っている旦那さんが認知症になってしまった場合、どのような不具合があるのでしょうか？

●不動産を売却できない

認知症の人が所有している不動産を売却するには、まず後見の申し立てを家庭裁判所にしなければなりません。後見人が選任されると、家庭裁判所に定期的に財産状況や収支の報告を行わなければならなかったり、色々と面倒がかかります。

●生前贈与ができない

お子さんの自宅購入資金、孫の入学金などの贈与ができなくなります。それだけでなく奥様へのお小遣いすら認められません。

●賃貸借契約の締結や大規模修繕ができない

認知症になると契約行為ができませんので、賃貸物件の契約や管理ができなくなります。大規模修繕のための借り入れなどもできません。また、遺言書の作成もすることができなくなります。

このように、認知症になると様々な面で制限がされてしまい、家族の方がとても困ります。そのようなことにならないよう、元気なうちに

◎不動産を処分や生前贈与などしておく

◎遺言書を作成しておく

◎不動産管理や相続対策（生前贈与）について家族信託を利用する

などの対策をあらかじめ行っておくと良いでしょう。詳しいお話しが聞きたい方は無料で個別相談を行っておりますので、まずは電話にてご連絡ください。

キャンパスおだわら学習講座【公募型市民企画講座】

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 9：45～11：45	尊徳記念館	生涯学習センター けやき
相続の基本と認知症対策 相続トラブルの事例と遺言書 3つの相続対策	10月23日(金) 11月13日(金) 12月4日(金)	10月25日(日) 11月8日(日) 12月6日(日)

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
*5分前までにご来場ください

お申し込み **TEL：0465-39-1900**
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 宅地建物取引主任者
 公認不動産コンサルティングマスター
 2級ファイナンシャル・プランニング技能士
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人家族信託普及協会 会員
 一般社団法人終活カウンセラー協会 認定



住まいる株式会社
 代表取締役 長尾影正
 小田原市鴨宮666番地の1
 TEL:0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>